

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年11月10日(金) 午後2時0分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 4番 後呂 豊
5番 栗栖 一 6番 木戸 孝 7番 鈴木 隆文
8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治 10番 小野 真一
11番 清水 哲治 13番 柏木 彰文 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 3番 本田 勉 12番 杉谷 孫司
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第16号 農地の形状変更について
報告第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農
用地貸付先の変更について
議案第46号 農地法第3条の規定による許可について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可について
議案第48号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集
積計画の決定について
そ の 他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から11月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田 勉委員、12番の杉谷 孫司委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さ

んが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4 番の後呂 豊委員と 10 番の小野 真一委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

4番委員 はい

10番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第16号 農地の形状変更について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 16 号 農地の形状変更につきましてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は田一部畑、面積は 580 m²の内 123.62 m²です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。60cm の農地の嵩下げです。申請理由は、農地全体を水田として利用したいと考えたため、届け出ましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 16 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、報告第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地貸付先の変更につきましてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は 746 m²です旧貸付先は〇〇の〇〇さんで、新貸付先は〇〇の〇〇さんです。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和 12 年 11 月 30 日までの使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第17号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第46号 農地法第3条の規定

による許可について上程いたします。3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長

はい。議案第46号 農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外6筆で、地目は、台帳、現況ともに全て田、面積は合計3,377㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、3,377㎡です。申請理由は、譲渡人においては、妻に農地の管理を任せたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、自身の名義にしたうえで、管理をしていきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は348㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、348㎡です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を遺贈にて取得しましたが、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地付近で野菜を栽培したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外2筆で、地目は、台帳、現況ともに全て田、面積は合計1,368㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、1,368㎡です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を遺贈にて取得しましたが、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地付近で営農したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしく願います。

議長

事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議ございません。

議長

2番、3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

2番について、長年耕作を放棄されていたところですので、耕作者がでてきてくれてよかったですと思います。2番、3番ともに異議ございません。

議長

他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 46 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、地目は、台帳が畑、現況は雑種地、面積は合計 930 ㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います倉庫及び資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を倉庫及び資材置場として利用してきましたが、妻に管理を任せたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地を自身の名義にしたうえで、管理をしていきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第 1 種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。また、すでに倉庫及び資材置場として利用されているため始末書付きの申請となっています。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 47 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 48 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 48 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の 8、9 ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 9 件、14 筆で、面積は合計 14,822 ㎡となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1 番についてご説明いたし

ます。議案書の 10 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 1,043 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 7 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、2 番についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 694 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 7 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、3 番についてご説明いたします。議案書の 12 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は 659 m²です。貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、4 番についてご説明いたします。議案書の 13 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 1,089 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、5 番についてご説明いたします。議案書の 14 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 2,137 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、6 番についてご説明いたします。議案書の 15 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 4,026 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 20 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして、7 番についてご説明いたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 3,014 m²です。貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん 70 歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、8 番についてご説明いたします。議案書の 17 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 742 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 1 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9 番についてご説明いたします。議案書の 18 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 1,418 m²です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 12 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの説明を終わります。1 番、2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇

○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 報告第 17 号の案件と一体的な利用ということで、ありがたいなと思います。冬場は日当たりが悪いことから、野菜を栽培することに苦勞すると思いますが、異議ございません。

議長 3 番、4 番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 3 番は放棄地であったところですので、地域で草刈をしていたところですので、耕作いただけるのは非常にありがたいと思います。4 番についても異議ございません。

議長 5 番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議ございません。

議長 6 番、7 番につきましては、○○地区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 6 番ですが、○○歳の方が貸人になっています。20 年間の貸借契約の設定です。契約満了となれば、100 歳を超えてきます。農業委員会として、はいそうですかと受付をしてよいのでしょうか。書類の受付の仕方なりを考えていただきたいと思います。7 番については、異議ございません。

局長 おっしゃるとおりだと思います。確かに今回の案件は、100 歳を超えての契約についての審議となります。しかし、書類がでてきたところに、100 歳まで生きておられますかと質問できないのも正直なところですので。仮に現在 70 歳の方でも、80 歳まで生きられるかもわからないわけです。どこで線引きをするかの話ですが、申請者の意思を尊重すべき部分ではないかと考えています。契約期間中にお亡くなりの方は、相続人さんに継いでもらう手続きは必要になってきます。

○○委員 書類が出てきた際に、どのように対応していくのかはある程度決めておかないといけないと思います。相続人がたくさんおられる場合もあります。そういった部分を心配しています。

局長 契約期間が満了する時期の話も織り交ぜながら交渉をし、事務に努めていきたいと思いません。

○○委員 今の説明で納得はできる話ではありましたが、契約満了の際に、次はどのようにするのかの話をきっちりできているのかが重要になってくるように思います。

局長 当事者には説明をきちんとしているつもりではありましたが、そういった部分も重要なポイントだと思いますので、これからの事務に活かしていきたいと思いません。

議長 8 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので、問題ありません。

議長 9 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 48 号につきまして、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～ 令和 5 年度農業委員会視察研修について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和 5 年 12 月 1 日（金）午後 1 時 30 分から富田事務所 2 階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後 2 時 0 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。